

## 与那国島への自衛隊配備と日本国憲法

著者	飯島 滋明
雑誌名	名古屋学院大学論集 社会科学篇
巻	56
号	3
ページ	175-194
発行年	2020-01-31
URL	<a href="http://doi.org/10.15012/00001216">http://doi.org/10.15012/00001216</a>

〔論文〕

## 与那国島への自衛隊配備と日本国憲法

飯 島 滋 明

名古屋学院大学経済学部

### 要 旨

2016年3月、与那国島に自衛隊が配備された。「中国の脅威」を理由に政府や防衛省は与那国島への自衛隊配備を推進するが、実際には対中国戦略の一環として自衛隊がアメリカの肩代わりをするものであり、自衛隊配備に賛成の町長も「中国の脅威」に言及していない。そして監視レーダーが設置されることで、平時でも電磁波の人体への影響を懸念せざるを得ない状況に住民が置かれたり、いざ有事の際は最初に攻撃対象となるなど、与那国住民や自衛官、その家族の「平和的生存権」が脅かされる。自衛隊配備に反対する住民などには「情報保全隊」が監視活動をおこなうが、「情報保全隊」による住民監視活動は、最高裁判所の判例（京都府学連事件）からも許されない、憲法違反の行動である。度重なる町長選挙や住民投票を根拠に、「民主主義」の視点からも自衛隊誘致を正当化する主張もあるが、町長選挙なども適切に行われてきたのか疑問がある。自衛隊誘致の是非をめぐり行われた住民投票も、住民意志を問うというよりも、市長が推進してきた自衛隊誘致という政策を正当化するために機能した。1400名程度の人口の与那国島に自衛隊員とその家族約250名が入り込むことで、昔から与那国島に住んでいる住民の意志が選挙の際にも反映されずに「実質的住民自治」は侵害されている。与那国島の自衛隊配備は「民主主義」「住民自治」の視点からも極めて問題がある。

キーワード：ケビン・メア，エアシーバトル構想，情報保全隊，形式的住民自治，実質的住民自治

## Self-defence force deployment in Yonaguni and the Japanese constitution

Shigeaki IJIMA

Faculty of Economics  
Nagoya Gakuin University

発行日 2020年1月31日

【目 次】

- 1 はじめに
- 2 自衛隊配備をめぐる動き
- 3 与那国島への自衛隊配備の背景
  - (1) アメリカの要請
  - (2) アメリカの要請を肩代わりする日本政府・防衛省
  - (3) 外間守吉町長や自衛隊誘致賛成派の立場
- 4 与那国島の自衛隊配備と憲法問題
  - (1) レーダーと「平和的生存権」
    - ①「平和的生存権」について
    - ②レーダーと身体の影響について
    - ③攻撃対象となる危険性
  - (2) 軍事利用される「与那国島」
  - (3) 「情報保全隊」による住民監視の問題
- 5 「住民投票」の問題
  - (1) プレビシットの危険性
  - (2) 住民投票は憲法違反？
    - ①外国人の投票について
    - ②子どもへの投票権付与について
    - ③「国の専権事項」という考えについて
- 6 「地方自治」との関係
  - (1) 選挙で示された民意について
  - (2) 「弾薬庫」について
  - (3) 「実質的住民自治」を侵害する「形式的住民自治」
  - (4) 「市民」育成の阻害
- 7 おわりに

## 1 はじめに

与那国町。道路を歩いていると、与那国馬やカニや「ヤドカリ」などが歩いたり、牛や山羊がいる光景を目にするなど、極めて自然豊かな町である。私は2019年に3度、与那国島を訪れたが、「時」が非常にゆったりした流れる感じがある。ドラマ「ドクターコト」でも有名な島であるし、「2019年夏、人気急上昇の日本の離島ランキング」では3位となるなど、人気もある島である<sup>1)</sup>。

この与那国島を2分し、2019年10月段階でも市民に「しこり」を残す出来事が生じた。与那国島への「自衛隊配備」である。

## 2 自衛隊配備をめぐる動き

与那国島への自衛隊配備の問題を論じる前に、与那国島への自衛隊配備の流れを簡単に紹介したい。1973年3月19日、与那国町議会定例会では「自衛隊の配備についての要望決議」が決議された。同

---

1) <https://travel.rakuten.co.jp/mytrip/ranking/island/> (2019年11月5日段階)

じ沖縄県でも国境の島であること、そして不測の事態への不安からこうした決議が出された。しかし戦後28年の沖縄では、まだアジア・太平洋戦争の記憶が市民の間にも残っていた。必ずしも住民の総意とは言えないこの要請を日本政府が満たすのは困難であり、与那国市民の間でもこの決議は忘れ去られていた<sup>2)</sup>。

ところが与那国島に自衛隊配備の問題が再燃する。

そのきっかけを作ったのはアメリカである。

2006年9月、石垣島を訪問したケビン・メア沖縄総領事は「紛争を非武装によって抑止できると考えるのは幼稚 (naive)」、 「万が一、台湾海峡か尖閣諸島、あるいは八重山諸島で紛争が起きるような場合、米軍は作戦遂行の必要上、台湾とは目と鼻の先とっていい石垣島や与那国島の港を使用する必要が出てくる」<sup>3)</sup> と発言した。さらに2007年6月24日、米軍佐世保基地所属の掃海艇2隻が与那国島の祖納港に入港した。

そして2008年1月、「与那国防衛協会」が結成される。与那国防衛協会は自衛隊誘致にむけて活動し、9月15日には514名の署名をもって町長と町議会への自衛隊誘致を要請した。9月19日、「与那国島への自衛隊誘致に関する要請決議案」が町議会で審議され、4対1の与党多数で可決された。

2009年、与那国町長、議会は「与那国島への自衛隊誘致」を浜田防衛大臣に要請した。8月2日には町長選挙もあり、自衛隊誘致の是非も争点となったが、自衛隊誘致に賛成の立場の外間町長が2期目の当選をした。2010年9月12日には町議会議員選挙が実施されたが、与党4、野党2という結果になった。9月20日、自衛隊誘致に反対する与那国改革会議は「自衛隊誘致決議の撤回と誘致活動の中止を求める署名」(556人/国内外2331名)を町長と議会に提出した。9月22日には野党議員が「自衛隊誘致決議の撤回と誘致活動の中止を求める決議案」を提出したが、町議会では賛成少数で否決された。

さらに2012年6月4日、自衛隊誘致反対派住民は町長に544名の署名をもって「自衛隊基地建設の是非を問う住民投票条例制定」の直接請求をおこなったが、9月24日、与那国町議会は臨時会議で住民投票条例案を2対3で否決した。

2013年6月20日、「与那国町々有土地賃貸契約」が町議会で採決される。このことを受け、与那国町長は沖縄防衛局と「与那国町有地21.4ヘクタールの賃貸借契約の仮契約」を締結した。2014年2月15日には町単独ではじめての住民説明会が開催された。3月31日、与那国町は沖縄防衛局と町有土地賃貸借契約を締結した(賃貸借料金は1年間に1500万円)。4月19日、沖縄防衛局は与那国駐屯地建設着工式を実施した。9月7日、町議選挙では与党3、野党3の同数となり、議長は与党から選出された。そのために町議会の議席は野党が多数となった。11月28日、与那国島への自衛隊基地建設の民意を問う住民投票条例が可決された。そして2015年2月22日、陸上自衛隊沿岸監視部隊配備

2) 進尚子「沖縄と自衛隊 ―離島地域の「基地問題」―」日本平和学会HPから <https://www.psaj.org/2018/10/09/%E6%B2%96%E7%B8%84%E3%81%A8%E8%87%AA%E8%A1%9B%E9%9A%8A-%E9%9B%A2%E5%B3%B6%E5%9C%B0%E5%9F%9F%E3%81%AE-%E5%9F%BA%E5%9C%B0%E5%95%8F%E9%A1%8C/>

3) ケビン・メア『決断できない日本人』(文藝春秋, 2011年) 163頁。

の是非を問う住民投票が実施された。住民投票では、投票率85.74%、賛成632票（58.7%）、反対445票（41.3%）という結果となった。6月1日、自衛隊基地建設差止仮処分の請求がなされるが、12月24日、請求が却下された。この却下に対しては即時抗告がなされたが、2016年2月19日、即時抗告が棄却された。

そして2016年3月28日、与那国駐屯地隊旗式が行われ、運用を開始する。現在、約160人の沿岸監視隊員とその家族が与那国島に駐留している。

### 3 与那国島への自衛隊配備の背景

#### (1) アメリカの要請

与那国島への自衛隊配備にはアメリカの意向が大きく影響している。そのことをケビン・メアの『決断できない日本人』を中心に紹介する。

まず、ケビン・メアはアメリカの軍事戦略の一環としての日本全土の利用について、以下のような発言を繰り返している。

「冷戦時代は日米の役割ははっきりしていました。仮に米国とソ連が戦端を開いた場合、ソ連は艦船とりわけ核ミサイルを搭載した潜水艦をウラジオストク港から太平洋に進出させようとする。それに備えた日本の役割は、ソ連海軍の太平洋進出を阻むため、宗谷、津軽、対馬などの海峡封鎖を実施することになっていました。海上自衛隊の海上封鎖に呼応して、在日米軍は三沢、横田、岩国、嘉手納の各航空基地の戦闘機を投入する攻撃的な基本構想をもっていました」<sup>4)</sup>。

「最新鋭の原子力空母「ジョージ・ワシントン」は横須賀が母港です。米海軍が海外に空母を置いているのは日本だけであり、こうしたことから、日本列島がいかにアメリカにとって死活的な空間であるかがわかります」<sup>5)</sup>。

「米軍は戦闘遂行のため、日本の港湾と空港を使用することができるようにしなければなりません。たとえば、朝鮮半島で有事が起きたとします。出動する在日米軍は日本の港湾や空港を使う必要があり、その使用の権利は地位協定第5条で保証されている」<sup>6)</sup>。

「朝鮮半島有事に際しては、米軍は福岡から釜山までの海上輸送を円滑に実施しなければならない。日本の海上自衛隊の護衛艦に輸送の任務にあたってもらうケースが出てくるでしょう」<sup>7)</sup>。

4) ケビン・メア前掲注3) 文献111頁。

5) ケビン・メア前掲注3) 文献127頁。

6) ケビン・メア前掲注3) 文献157頁。

7) ケビン・メア前掲注3) 文献217頁。

このようにケビン・メアは日本攻撃ではない、アメリカの戦争に際しても日本全土を利用する必要性を力説したうえで、中国との関係で与那国島などを利用することを主張している。ケビン・メアは以下のように述べている。

「日本最西端の与那国島から台北までは110キロにすぎず、台湾海峡有事の際は戦略拠点の一つとなるでしょう」<sup>8)</sup>。

「与那国は台湾から一番近い島で、約110キロしかありません。有事が起きた後で泥縄式に港湾の使用を検討しても遅いのです」<sup>9)</sup>。

「与那国島には翌07年6月、米海軍佐世保基地所属の掃海艦2隻が寄港し、09年4月には石垣島に同じ2隻の掃海艦が初めて寄港・接岸しました。与那国、石垣両島への米艦寄港は有事を想定して、八重山諸島の港湾施設の状況を把握するために事前の調査が必要との判断から実施したものです」<sup>10)</sup>。

「軍拡を進める中国海軍と尖閣諸島で対峙した場合、一番近い港が与那国島、石垣島、宮古島になる。南西諸島の島々を対中国軍への戦略拠点として利用しないと対処できない。日本の防衛上も米国の防衛上も必要な戦略だ」<sup>11)</sup>。

そして在沖米総領事であったケビン・メアは「与那国は台湾海峡有事の際の掃海拠点となり得る」として、有事の際の祖納港利用の検討をアメリカ本国に打診していた事実が、「ウィキリークス」が公開した、2007年6月27日付の「極秘」公電の公開により明らかにされた<sup>12)</sup>。

このように、与那国島をはじめとする、石垣島、宮古島、奄美大島への自衛隊配備の主たる背景にはアメリカの要請があった。

## (2) アメリカの要請を肩代わりする日本政府・防衛省

2010年12月に策定された「中期防衛力整備計画」でも、「平素からの情報収集・警戒監視及び事態発生時の迅速な対応に必要な体制を整備するため、南西地域の島嶼部に、陸上自衛隊の沿岸監視部隊を新編し配置するとともに、初動を担任する部隊を新編するための事業に着手する」と明記されている。

8) ケビン・メア前掲注3) 文献126頁。

9) ケビン・メア前掲注3) 文献163頁。

10) ケビン・メア前掲注3) 文献163頁。

11) 『東京新聞』2019年5月27日付。

12) 『沖縄タイムズ』2011年9月15日付。

与那国島への自衛隊配備に関しては「中国の脅威」が根拠とされることが少なくない。しかし実際には南西諸島への自衛隊配備は「日本防衛」のためではない。先にアメリカの意図をケビン・メアの見解を通じて紹介したが、「島しょ防衛強化は、軍事費膨張に頭を悩ます米国が日本に肩代わりを求めたのが発端だ。そこで防衛省は中国脅威論をあおり、配備の環境を整えようとしている」<sup>13)</sup>。南西諸島への自衛隊配備はアメリカの軍事戦略「エアシーバトル構想」の一環であり、1980年代の中曽根政権以下での日本の軍事戦略「三海峡封鎖」の焼き直しである。米中戦争の戦争に際して「日米がもっとも恐れるのは、この渡洋攻撃力を持つ中国原潜の第一列島線外への進出」<sup>14)</sup>である。地図を見れば明瞭であるが、与那国島、石垣島、宮古島、沖縄本島、奄美大島、九州は中国の太平洋進出を阻止するための「自然の要塞」となり得る。そして「エアシーバトル構想」で、実際の作戦として策定されたのが「A2/AD戦略」である。アメリカは中国原潜の太平洋進出を阻止するため、九州—沖縄—台湾—ボルネオを結ぶ「第一列島線」に中国を封じ込める戦略(A2戦略)、日本—小笠原諸島—グアムを結ぶ「第2列島線」へのアクセスを許さない戦略(AD戦略)を想定した<sup>15)</sup>。そして「第一列島線」への「中国封じ込め」の役割を担わされるのが、与那国島、石垣島、宮古島、沖縄本島、奄美大島、九州に配備・強化される自衛隊である。たとえば「取扱嚴重注意」と記されており、2012年に統合幕僚幹部が作成した「日本の「動的防衛協力」について」という文書の「我が国を取り巻く安全保障環境」の個所では、「中国の軍事戦略」は「A2/ADによる米国のパワープロジェクトの阻止」と分析されている(下線部は飯島強調)。防衛省は中国の戦略を「A2/ADによる米国のパワープロジェクトの阻止」と分析しており、「日本侵略」とは分析していない。そして「対中防衛の考え方」の個所では、平時でも「中国のA2/AD能力に対抗し、抑止及び作戦能力向上のため、グアムを含めた西太平洋での日米の活動を活発化」するとされている。さらに「日米の「動的防衛協力」の取組」の個所では、「初動対処部隊の新編事業着手(先島諸島)」とされている。このように、防衛省の文書を見ても、先島への自衛隊配備は日本防衛ではなくアメリカ軍の軍事作戦の一環を肩代わりするものであることが示されている。アメリカの軍事戦略の一環としての「対中国封じ込め作戦」、中国の太平洋進出を阻止する役割をアメリカ軍に代わって実施するため、石垣、宮古、奄美大島などとともに、本稿の主題である「与那国島」にも自衛隊が配備される。

### (3) 外間守吉町長や自衛隊誘致賛成派の立場

以上のように、アメリカや日本政府・防衛省は「軍事的理由」から、与那国島への自衛隊配備を進めてきた。一方、与那国島への自衛隊誘致を進めてきた外間守吉町長や自衛隊誘致賛成派の与那国市民は必ずしも「軍事的脅威」を理由に自衛隊誘致を進めてきたわけではない。

たとえば外間町長は「抑止力、中国の脅威などについては私の口からは一切言ったことがない。あ

13) 『琉球新報』2011年8月22日付。

14) 小西誠『オキナワ島嶼戦争 自衛隊の海峡封鎖作戦』(社会評論社、2016年)128頁。

15) エアシーバトル構想については小西誠『自衛隊の南西シフト 戦慄の対中国・日米行動作戦の実態』(社会批評社、2018年)130-139頁、小西誠『オキナワ島嶼戦争 自衛隊の海峡封鎖作戦』(社会評論社、2016年)98-112頁参照。

えてそういった見方で防衛省側がやるなら、私はいささか問題だと思っている。町はあくまでも経済効果、広く言えば一つの産業と位置付けている」<sup>16)</sup>と発言している。「一つの産業」と位置付けていることもあり、のちには撤回するものの、2013年3月、自衛隊配備に関して外間町長は防衛省に「迷惑料」として10億円を要求した。

2015年2月、外間町長は住民投票にむけて「与那国島への自衛隊基地建設の民意を問う住民投票について」という説明文書を出したが、そこでも自衛隊誘致を推進する理由として、①人口減少に歯止めがかかり、約250名の人口が増えます。町の経済の活性化が図られます。②町有地の貸地料で子ども達の給食費を無料にできます。(すでに実施)。約3000万円の増収が増えます。④町民念願の陸上競技場ができます。⑤防衛施設周辺の生活環境の整備事業で公共施設の整備が可能になります。としている。外間町長が自衛隊を誘致する理由は「中国の脅威」ではない。

また、住民投票で自衛隊誘致に賛成する立場の人たちが配布したチラシでも、自衛隊誘致の理由として①ごみ焼却資料等が駐屯地周辺整備事業により約9割(特例)の補助金により整備されます!②各小学校の給食費が無料化(昨年4月から実施)③幼稚園児のミルク代も無料化へ!④陸上競技場を設置します。⑤今後は、水道水の硬度軽減化を検討していきます。⑥各集落に世帯用隊員宿舎が完成すると、小学校の統廃合が無くなる可能性が!⑦若い力(隊員)が各集落の伝統行事に貢献、と記されている。自衛隊誘致に賛成する人たちは必ずしも「中国の脅威」を理由にしているわけではない。

## 4 与那国島の自衛隊配備と憲法問題

### (1) レーダーと「平和的生存権」

#### ①「平和的生存権」について

「平和的生存権」とはどのような権利かを詳細に紹介することは時間や紙幅の関係もあってここでは差し控えるが、憲法学界にあって平和憲法研究を先導されてきた、古川純先生・山内敏弘先生たちの文献では、「戦争や軍隊によって自己の生命を奪われない権利あるいは生命の危険にさらされない権利」と紹介されている<sup>17)</sup>。本稿ではこの定義を前提として話を進める。

#### ②レーダーと身体の影響について

～平成27年〔2015年〕1月16日防衛省 説明資料から～

与那国島への自衛隊配備では「レーダーの危険性」が問題の一つとなった。2015年6月1日に那覇地方裁判所石垣支部に出された「仮処分命令申立書」でも「被保全権利」として「平和的生存権」、「プライバシーの権利」とともに「生命及び身体の安全(電磁波被害)」が挙げられている。ここではまず防衛省の説明を紹介する。

平成27年〔2015年〕1月16日防衛省 説明資料では、「沿岸監視レーダー等の安全性については、電波法及び電波防止指針等に適合するように設計・設置することで、地元の住民の方々への人体への

16) 『琉球新報』2013年4月1日付。

17) 山内敏弘・古川純『憲法の現状と展望』(北樹出版、2002年)61頁。



【写真1】 インビ岳に設置された自衛隊のレーダー。

2019年5月、田里千代基議員の案内で飯島撮影。

影響が生じないように措置されています」, 「遠距離の艦艇や航空機等を対象にレーダーを使用⇒水平線方向より下に向けて電波は発射しません」, 「レーダーが使用する電波は例えば携帯電話や気象レーダー等に使用される電波と同じであり, X線やγ線のように細胞を直接傷つける可能性がある電磁波ではありません」などと記載され, 「総括」の部分では「沿岸監視レーダー等を運用するに当たっては, 関係法令に基づいて適切に運用することで, 住民の皆様方の人体への影響が生じないよう万全の措置を講じてまいります」としている。

こうした防衛省の説明に市民が納得できるか。最近の防衛省を見ても, 南スーダンへの自衛隊派兵, イラクへの自衛隊派兵をめぐる日報問題での廃棄, 改ざん等が問題となっている。イージス・アショアの秋田への配備でも, 測量のもととなるデータの縮尺が間違っていたり, 説明会で防衛省関係者が居眠りをするなど, 問題行動が少なくない。後述するように, 与那国島や宮古島への「弾薬」配備でも, 住民には「弾薬」を貯蓄するなど説明せず, 2019年4月には岩屋防衛大臣が謝罪し, 宮古島から中多(中距離多目的誘導弾)などを撤去した。与那国島への弾薬庫配備に関する説明でも住民に十分な説明をしていないことが「自衛隊配備」反対の一因となっている。こうした防衛省の説明を見ると, 防衛省に都合の悪い情報は隠蔽・改ざんするとの疑念を完全に払しょくすることができない。

また, 与那国島でおこなわれた防衛省の説明会では, 防衛省が講師として呼んだ大久保千代治氏す

ら「ペースメーカーでは、不整脈の影響はあるかもしれない」と発言したという<sup>18)</sup>。こうした状況では、防衛省・自衛隊、そして与那国町長はレーダーによる危険性についての懸念を完全に払しょくできるような対応に成功していない。レーダーが設置された場所から久部良集落までは最短で180mしか離れていない。強い電磁波を出すレーダーが標高56メートルという場所に設置され、目の前には久部良集落の小中学校や幼稚園がある。与那国島へのレーダー設置により、住民たちは「戦争や軍隊によって自己の生命を奪われない権利あるいは生命の危険にさらされない権利」である「平和的生存権」が脅かされる。

### ③攻撃対象となる危険性

レーダー基地は別の危険性ももたらす。というのも、いざ有事になれば、最初に攻撃対象となるのはレーダー基地である。仮処分に対して那覇地方裁判所の決定（2015年12月25日）は、「本件建設工事を差し止めなければ戦争等の武力衝突が避けられなくなるという具体的なおそれを一応認めるに足りる疎明資料はない」との判断を示している。債権者たちが求めているのは「戦争に巻き込まれるおそれ」であり、「武力衝突が避けられない」などと主張しているのではない。裁判所によるこうした論点のすり替えの問題は置くとしても、レーダー基地が最初の攻撃対象となることすら知らないのであれば、まさに「素人裁判官」と言わざるを得ない。防衛省の説明資料にもあるように、与那国島に設置されるのは「固定式警戒管制レーダー」だけではない。固定式警戒管制レーダーから離れた場所の覆域を補完するため、「移動式警戒監視レーダー」(J/TPS-102)も配備される。防衛省の説明資料では「必要に応じ、機動展開します」とも記されている。「機動展開」となれば、いざ有



【写真2】

18) 住民投票を成功させるための実行委員会『実行委員会ニュース 2015年2月20日 第7号』



【写真3】

【写真2】【写真3】は久部良に設置された沿岸監視レーダー。2019年5月，飯島撮影。

事の際には島全体が攻撃対象となる危険性を覚悟しなければならない。レーダー基地が与那国島に設置されることで、与那国島全体が攻撃対象となるのであり、「戦争や軍隊によって自己の生命を奪われない権利あるいは生命の危険にさらされない権利」である「平和的生存権」が脅かされる。

なお、ここで留意すべきは、「平和的生存権」が脅かされるのは与那国の住民だけではない。レーダー基地が設置されていることで、与那国島は最初の攻撃を呼び込む必然性がある。島に進行しようとする勢力を想定するのであれば、当然、多くの兵力が投入されることを想定しなければならない。160人程度の沿岸監視部隊では当然、太刀打ちできるわけがない。そうであれば与那国島に駐留する自衛

官だけではなく、その妻や子どもなども「捨て石」とされ、犠牲となる可能性がある。与那国島に配備される約160名の自衛官とその家族も、実は「平和的生存権」が脅かされる。

## (2) 軍事利用される「与那国島」

2013年9月20日、外間守吉町長は町議会定例会での田里千代基町議からの一般質問で、「〔オスプレイが〕町に入るといふことなら体を張る気概をもって、断固反対していく」と述べた。米軍の艦船や航空機の与那国利用についても「米軍が来るときは反旗を翻して抵抗する」と答弁した<sup>19)</sup>。自治体の首長が反対すれば、米軍や日本政府・自衛隊は自治体首長の意向に従い、軍事訓練や有事の際の軍事活動を控えるだろうか？ もしそうであれば、沖縄ではオスプレイは飛ばず、辺野古新基地建設も強行されないだろう。しかし米軍は日本の法令を遵守せず、そして沖縄市民の生活を考慮せず、沖縄での軍事訓練を強行している。直近の事例を挙げると、『琉球新報』2018年3月28日付では、漁民の反対や要請を無視し、「モズク」の収穫期に降下訓練を強行する米軍の様子が紹介されている。

与那国島にも自衛隊基地があれば、米軍は共同訓練を持ちかける蓋然性は高い。そもそも先ほど紹介したように、与那国島への自衛隊配備が推進されたきっかけは、台湾海峡有事の際にアメリカによる与那国島や石垣島の軍事利用をケビン・メアが主張したことである。米軍の与那国島利用については反対するなどという外間町長の主張はあまりに「naive」と言わざるを得ない。

## (3) 「情報保全隊」による住民監視の問題

与那国島に自衛隊が配備されれば、今まで紹介したように、「平和的生存権」が脅かされる事態が生じる。そのために自衛隊配備に反対する住民は少なくないが、自衛隊配備に反対する住民に対しては、与那国島に配備された「情報保全隊」が監視することになる。2007年6月6日、情報保全隊による国民監視活動が問題とされた際、情報保全隊の国民監視活動の一環も明らかにされた。医療費負担増や年金改革に反対する市民を監視したり、22人の集会に参加して、個々の参加者の発言を記録するような監視活動をするなど、陸上自衛隊の情報保全隊は国民監視活動をおこなっていた<sup>20)</sup>。2007年6月に発覚した市民監視活動は東北方面隊が作成したものであったが、北海道から沖縄までの全国各地の運動の状況が記載されていた<sup>21)</sup>。与那国島には160人の自衛官が駐留しているが、その部隊にも「情報保全隊」が存在する<sup>22)</sup>。「集落に溶け込んでいる」、「祭りなどに積極的に参加し、活気づいた」との好意的意見が流布される状況もある（たとえば『産経新聞』2017年7月3日付〔電子版〕）。しかし、情報保全隊の隊員が「良き隣人」を装いつつも与那国町の住民監視をしないと断言できるか。実際、情報保全隊に監視されていると感じながら生活を送る与那国の市民もいる。正当な理由もないの

19) 『沖縄タイムス』2013年9月21日付。

20) 飯島滋明「【法律時評】自衛隊について考えるべきこと ―陸上自衛隊の「情報保全隊」の国民調査活動を手がかりに『法律時報』2007年8月号1-3頁。

21) 中谷雄二「自衛隊の市民監視をめぐる裁判」飯島滋明・前田哲男・清木愛紗・寺井一弘編『自衛隊の変貌と平和憲法』（現代人文社、2019年）186頁。

22) 小西誠『自衛隊の南西シフト』（社会批評社、2018年）21頁。